

発議案第1号

我孫子市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

地方自治法第112条及び我孫子市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙の議案を提出します。

令和5年12月13日

我孫子市議会議長 様

提出者 我孫子市議会議員 西 垣 一 郎

賛成者 我孫子市議会議員 坂 卷 宗 男

同 椎 名 幸 雄

同 木 村 得 道

同 豊 島 庸 市

同 佐々木 豊 治

同 岩 井 康

我孫子市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、我孫子市議会議員（以下「議員」という。）が本市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における本市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告の訂正をする必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等に係る書類の保存及び閲覧等)

第4条 第2条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による訂正に係る書類は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正に係る書類の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行し、同日に始まる会計年度における請負から適用する。

発議案第2号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

我孫子市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙の議案を提出します。

令和5年12月19日

我孫子市議会議長 様

提出者 我孫子市議会議員 内 田 美恵子

賛成者 我孫子市議会議員 江 川 克 哉

同 日 暮 俊 一

同 甲 斐 俊 光

同 島 田 安 子

同 芝 田 真 代

同 岩 井 康

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になっています。

また、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はありませんが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて大変低く、日本での補聴器の普及が求められています。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳あたり概ね3万円～20万円であり、保険適用ではないため、全額自費となっています。国から補聴器購入費用の補助を受けられる高齢者は、身体障害者手帳の交付を受けた高度・重度難聴者のみです。軽度・中等度難聴者の場合は補聴器購入費用の直接の補助はありません。

ただ、高齢者にとっては中等度で補聴器を装用することが、補聴器を細かく調整し継続して使い続けるために、非常に重要になってきます。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っていますが、やはり国の財政負担による全国統一の補助制度の創設が必要と考えます。

補聴器の更なる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。

よって、国におかれましては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設していただけますよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

衆議院議長
参議院議長

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣宛

千葉県我孫子市議会